



栃木労働局「今月(9月)のおすすすめ情報」を紹介します。

栃木労働局の
公式SNS↓

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすすめ情報

厚生労働省

栃木労働局

ホーム

ニュース&トピックス

各種法令

局HPのトップページの
ここに掲載しています！

目的や内容で探す



今月のおすすすめ情報

① 最低賃金が改定されます！ ～ 皆さまの賃金引上げ取組を支援します ～

令和7年10月1日から、栃木県最低賃金(時間額)が、
現行の1,004円から1,068円に改定されます(引上げ額64円)※ 「塗料製造業」を除く栃木県特定最低賃金は栃木県最低賃金を下回るため当面
の間、栃木県最低賃金が適用になります。

栃木労働局からのお知らせ

栃木県最低賃金

時間
額
1,068
円

発効日：令和7年10月1日

必ずチェック！最低賃金！働く人と雇う人のためのルールです。
(最低賃金は雇用関係の最下線を示すに過ぎず、労働条件の決定に当たっては、労働者の健康と安全を確保し、労働者の生活の安定を図る観点から、最低賃金を下回ることはできません。)

○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています。ご活用ください。

* **賃上げ支援助成金パッケージ**：生産性向上（設備・人への投資等）
や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通
じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。

（※詳しくは二次元バーコードからホームページをご覧ください）

* **とちぎ賃上げ加速・定着支援金**：5%以上の賃上げと企業内男女間
格差の是正に取り組む中小企業等を対象に従業員1人あたり5万円、
1企業あたり最大100万を支給する制度。【問合せ】とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局 TEL：028-666-
7111* **働き方改革推進支援センター相談窓口**：中小企業における労働環境
整備、例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労
働関係助成金の活用などの相談対応

【問合せ】栃木働き方改革推進支援センター TEL：0120-800-590

栃木県最低賃金
特設ページ「賃上げ」支援助
成金パッケージに
ついてはこちらとちぎ賃上げ加
速・定着支援金に
ついてはこちら働き方改革推進
支援センターに
ついてはこちら事業主の
皆様へ 賃金引き上げ
特設ページを開設！

詳しくはこちら>



② 令和7年度「全国労働衛生週間」を実施します！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』
に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保する
ことを目的として、昭和25年から毎年実施しています。

<実施要綱等>

今年度は「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康
職場」をスローガンとして以下の期間で全国労働衛生週間を展開することとなっ
ております。

- ・準備期間 令和7年9月1日～9月30日
- ・実施期間 令和7年10月1日～10月7日

また今年度、栃木労働局では本週間準備期間中に栃木労働局長が県内の事業場の作業現
場等を巡視して労働衛生等の管理状況を確認する「栃木労働局長パトロール」を行います。皆様におかれましては、本期間を職場の健康管理を進めるよい機会と捉え、実施要綱等
を参考にして積極的に労働衛生活動を推進する取組をお願いいたします。